

●香川県告示第119号

香川県建設工事指名停止等措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和2年4月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県建設工事指名停止等措置要領の一部を改正する要領

香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年香川県告示第456号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条、第3条—第5条、第10条関係）		別表（第1条、第3条—第5条、第10条関係）	
措置要件	期間	措置要件	期間
1～3 略		1～3 略	
4 一般工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、 <u>契約不適合（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものをいう。）</u> が重大と認められるとき。	略	4 一般工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、 <u>かし</u> が重大と認められるとき。	略
5～27 略		5～27 略	

附 則

- この要領は、令和2年4月10日から施行する。
- 改正後の香川県建設工事指名停止等措置要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われた行為について適用し、同日前に行われた行為については、なお従前の例による。